

A-20 次の記述は、重要無線通信を妨害した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第108条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A 又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、 B 若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、 C 又は250万円以下の罰金に処する。
- ② ①の未遂罪は、罰する。

	A	B	C
1	電気通信業務	電気事業に係る電気の供給の業務	5年以下の懲役
2	電気通信業務	ガス事業に係るガスの供給の業務	10年以下の懲役
3	固定業務	ガス事業に係るガスの供給の業務	5年以下の懲役
4	固定業務	電気事業に係る電気の供給の業務	10年以下の懲役

A-21 無線通信規則（第5条）に規定する周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 27.5MHz～28MHz
- 2 28MHz～29.7MHz
- 3 29.7MHz～30MHz
- 4 30MHz～37.5MHz

A-22 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信局は、 A ため B 電力で輻射する。

	A	B
1	混信を避ける	必要かつ十分な
2	混信を避ける	必要な最小限の
3	業務を満足に行う	必要な最小限の
4	業務を満足に行う	必要かつ十分な

A-23 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、どのようにしなければならないか。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 違反した局に連絡する。
- 2 国際電気通信連合に報告する。
- 3 違反を認めた局の属する国の主管庁に報告する。
- 4 違反した局の属する国の主管庁及び国際電気通信連合に報告する。

A-24 局の識別に関する記述として、無線通信規則（第19条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。
- 2 識別信号は、手動による速度で伝送する国際モールス符号の形式をとらなければならない。
- 3 アマチュア業務においては、すべての伝送は、実行可能な場合には、識別信号を伴うものとする。
- 4 異なる国のアマチュア局相互間の伝送においては、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は、局の識別を可能とするため暗号化されたものであってはならない。

B-1 送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件として、無線設備規則（第20条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 空中線の近傍にある物体による影響をなるべく受けないものであること。
- イ 通達距離を必要最小限度にとどめるものであること。
- ウ 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- エ 満足な指向特性が得られること。
- オ 整合が十分であること。